

ネット時代を最後まで考え抜く著作権法とは(その2)

柳原 敏夫

1、(その2)の意味

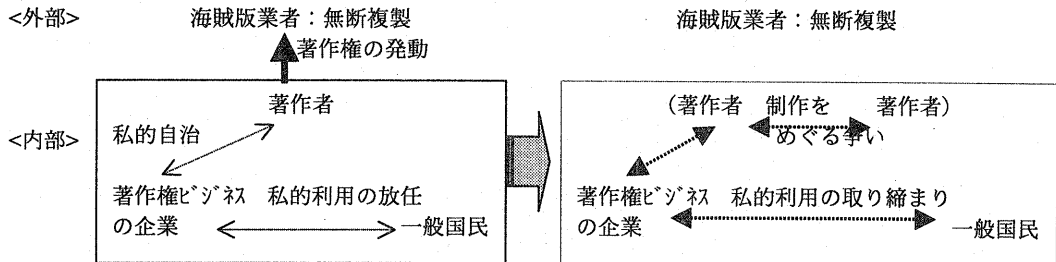
その1で、ネット時代のコインの表——生理的な現象面——の意味を解説しようとした。

その2では、コインの表を踏まえて、もうひとつの面、コインの裏——ネット時代の病理的な現象面——の意味を解説しようと思う。

2、新しい病理現象の登場

内部 (law) と外部 (outlaw) を隔てる従来の境界の消滅=病理が外部→内部へ移行

- ①家庭内複製など私的利用が大問題
- ②集団的な権利者の処遇をめぐる問題
- ③コンテンツ制作における著作権侵害の増大



3、新しい病理現象に対する評価の混乱

- ①システムそのものと現象とを混同→両者の峻別  
ex. Napster, Gnutella, Freenet など peer-to-peer とよばれる仕組み
- ②評価の価値基準自体の変遷=新しい価値の到来
  - α. 消費社会→循環型社会へ  
複製→リサイクル・レンタル
  - β. 私有→共生的共有 (電子共産主義?) へ  
公共的な情報 (ex. OS) の共有

4、新しい病理現象に相応しい新しい防止方法の探究

法律の任務: 一方で、生理的現象の助長。他方で、病理的現象の防止。

- ①裁判制度内部での見直し (改良)
  - α. 規模の拡大  
一国内→全世界へ
  - β. 専門性の進行  
著作権その他の知的財産権→著作権それ自体でさらに専門化・細分化が必要
  - γ. 権力の行使の変貌  
著作権事件の様相が、社会的→家庭的・個人的  
無法者 (outlaw) → 堅気者 (you!)
- ②裁判制度そのもの見直し (他の制度との関係)
  - 事後的な救済→事前の予防
    - α. 技術による予防: 不正コピー等の防止
    - β. 契約法による予防: 不当、不平等な契約内容の法による是正
    - γ. 制度による予防: 弱者である著作権者の連合を組織
    - δ. 理論による予防: 著作権侵害の判断基準の確立

以上